# 平成25年度 第20回庁議要旨

日時:平成26年1月27日(月)

午前9時00分~

会場: 庁議室

#### [審議事項]

1 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について (総務部)

塩釜地区環境組合の構成団体(塩釜市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町及び利府町)に おける広域事務の一層の効率化を推進するため、構成団体が同一である塩釜地区消防事 務組合と平成26年4月1日に再編統合することに伴い、平成26年3月31日限りで 塩釜地区環境組合を解散し、塩釜地区消防事務組合に継承することから、組合規約を変 更するため、組合を組織する関係地方公共団体の協議と議会の議決を必要とするもの。

(1) 主な内容

組合構成団体から「塩釜地区環境組合」を削る。

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に規約変更を提案

イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

2 行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料について(総務部)

行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関し、平成26年4月1日からの消費 税及び地方消費税の税率改正に伴い影響を受ける箇所を改定し適正な転嫁を図るもの。

(1) 主な内容

消費税の課税対象となっている建物(居住用以外)に係る使用料を、5%から8%により計算したものに改めるもの。

・建物(居住用以外)に係る使用料 (課税)

〈現 行〉 当該不動産の時価の <u>100 分の 3.15 以上 100 分の 10.5 以内</u>に相当する 金額の範囲内で市長が定める額

(改正後) 当該不動産の時価の 100 分の 3.24 以上 100 分の 10.8 以内に相当する金額の範囲内で市長が定める額

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案

イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

3 認可保育所の位置の変更について (河南総合支所・福祉部)

北村保育所については、東日本大震災により浄化槽等排水設備が被害を受け、災害復旧事業により修繕を行ったが、その後の余震等により調理室内外の壁のひび、床の傾斜を発見し、応急修繕を実施するとともに、建物被災調査を実施した。

調査結果報告書において、被災度区分は基礎杭が全体にわたり損傷し大破と判定され、現在移転新設工事が施工されており、平成26年4月の開設を予定していることから、 位置の変更を行うもの。

(1) 主な内容

・北村保育所の位置の変更

改正	現 行
石巻市北村字幕ヶ崎一17番地2	石巻市北村字幕ヶ崎二1番地

- (2) 今後の予定
- ア 平成26年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案
- イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

#### 4 石巻市入沢老人憩の家の無償譲渡について (桃生総合支所)

当該施設は、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として昭和54年度に建設され、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する入沢部落会が、指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

石巻市行財政改革推進プラン等に基づき、無償譲渡について説明した結果、同部落会から当該施設(敷地を含む)の無償譲渡に関する要望書が提出されたことから、無償譲渡し、地域コミュニティのさらなる醸成及び地区住民の自治意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

ア 設置年月 昭和55年3月

イ 土 地 面 積:826.17㎡(昭和54年6月28日寄付)

ウ 建物構造 木造平屋 床面積:124.63㎡

工 施 設 内 容 大会議室(和室20帖)、中会議室(和室12.5帖)

小会議室(和室6帖)、厨房・トイレ・ホール・倉庫

※ 参 考

・ 年間利用者数 延べ455人(平成24年度)

・ 年間維持費 平成24年度 90,183円(電気・水道・ガス・灯油代等)

建設事業費9,500千円財源内訳補助金:2,500千円

寄付金:1,300千円

一般財源:5,700千円

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に関連議案を提案

イ 平成26年4月 無償譲渡

#### 5 石巻市神取いきいき交流センターの無償譲渡について (桃生総合支所)

当該施設は、地域住民の健康増進等を主目的とした施設として平成14年度に建設され、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する神取下町内会が、指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

石巻市行財政改革推進プラン等に基づき、無償譲渡について説明した結果、同町内会から当該施設(敷地を含む)の無償譲渡に関する要望書が提出されたことから、無償譲渡し、地域コミュニティのさらなる醸成及び地区住民の自治意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

ア 設置年月 平成15年1月

イ 土 地 面 積:591.10㎡ (平成14年5月17日寄付)

ウ 建物構造 木造平屋 床面積:195.43㎡

エ 施 設 内 容 多目的ホール (77.43㎡)、ホール (21.52㎡)

談話室(和室8帖)、会議室(和室8帖)、厨房・トイレ・物入

## ※ 参 考

- ・ 年間利用者数 延べ1,320人(平成24年度)
- 年間維持費 平成24年度 433,315円(電気・水道・ガス・灯油・ 消耗品代、保守点検委託・修繕料等)
- 建設事業費 43,479千円 財源内訳 補助金:42,521千円 一般財源: 958千円
- (2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に関連議案を提案

イ 平成26年4月 無償譲渡

#### 6 石巻市おしか御番所公園の開放について(牡鹿総合支所・産業部)

おしか御番所公園展望塔は、震災により多大な被害を受け、現在、災害復旧工事を進めているが、従来の管理事務所は設けず、常時利用できる施設として整備する。

施設を常時開放することで、利用許可等の手続きなどの事務が軽減されるとともに、 利用者の利便性が向上し、観光振興に寄与するもの。

#### (1) 主な内容

ア次の利用期間及び利用時間を廃止する。

- 利用期間:1月4日から12月28日まで
- ・利用時間:午前8時30分から午後5時まで
- イ 利用許可等の手続きを廃止する。
- ウ 以下の使用及び貸出しを廃止する。
  - ・バーベキュー棟 1卓 500円 (プロパンガス含む)
  - · 双眼鏡 1回 200円
- (2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案

イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

#### 7 市有墓地における無縁墳墓改葬手続期間の短縮について(生活環境部)

北鰐山墓地無縁墳墓改葬事業において、改葬を実施するまでには、墓地、埋葬等に関する法律施行規則に定める無縁墳墓確定の手続きと、石巻市墓地条例に定める墓地の使用権利喪失手続きに合わせて6年の期間を要することとなり、迅速な対応が難しい状況にあることから、無縁墳墓改葬手続期間を短縮し市有墓地における無縁墳墓への迅速な対応を図るもの。

#### (1) 主な内容

石巻市墓地条例で定める墓地使用権の喪失に係る祭祀承継者等の所在不明期間について、現行の「5年」を「2年」に改める。

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案

イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

#### 8 公の施設の相互利用の協議について(福祉部)

公の施設(保育所)の相互利用については、地方自治法の定めるところにより石巻市と近隣市町との間で協定書を締結し、協定市町間で保育の委託及び受託を行ってきた。

平成26年度より、当市の保育所への入所を希望している南三陸町の児童がいるため、 新たに協定書を取り交わすもの。

- (1) 主な内容
  - 協定締結保育所

石巻市立保育所 石巻保育所ほか26保育所 南三陸町立保育所 志津川保育所及び伊里前保育所

- (2) 今後の予定
  - ア 平成26年市議会第1回定例会に関連議案を提案
  - イ 協定書締結予定年月日 平成26年4月1日

#### 9 湊第二地区放課後児童クラブの廃止について(福祉部)

湊第二地区放課後児童クラブは、平成17年4月より、湊第二小学校の余裕教室にて開設してきたが、東日本大震災により小学校が使用不能となり、現在は、開北地区第二 放課後児童クラブ (開北小学校余裕教室) にて、合同で開設している。

湊小学校に統合することから、湊第二小学校にあった「湊第二地区放課後児童クラブ」 を廃止するもの。

- (1) 主な内容
  - 学校統合に伴い、湊第二地区放課後児童クラブを廃止する。
- (2) 今後の予定
  - ア 平成26年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案
  - イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

# 10 石巻市造船業等集約化支援事業費補助金制度の創設について(産業部)

-継続審議-

#### 1 1 石巻市6次産業化・地産地消推進助成金制度の創設について (産業部)

本市の産業の復興にあたっては、農林水産物などの豊富で優れた地域資源の再生はもとより、生産者と多様な事業者との連携による、付加価値の創出や、新たな販路の拡大、地産地消の推進が必要であることから、農林漁業者と地域の様々な事業者との連携を強化し、創意工夫による地域資源の高付加価値化を図るため、1次産業・2次産業・3次産業がネットワークを形成して取り組む、新たな商品の開発や新ブランドの確立、新たな販路の開拓及び地産地消の推進等を行うプロジェクト等に対して、新たな助成制度を創設することにより、地域経済の活性化と市民生活の向上を図るもの。

### (1) 主な内容

ア 助成の趣旨

農林漁業者と多様な事業者が連携を強化し、創意工夫を発揮して、本市の農林水産物の高付加価値化を図るため、1次産業・2次産業・3次産業がネットワークを 形成して取り組むプロジェクトに対して、助成金を交付するもの。

#### イ 助成対象事業

1次産業・2次産業・3次産業がネットワークを形成して取り組む事業で、次のいずれかに該当するもの。

(ア) 新商品開発事業

1次産業・2次産業・3次産業がネットワークを形成して、新商品の開発や新

ブランドの確立等を行う事業

#### (4) 販路開拓事業

1次産業・2次産業・3次産業がネットワークを形成して、新たなマーケティング手法を用いた販路開拓、地産地消の推進等を行う事業。ただし、既に実施しているプロジェクトの継続的な取り組みは対象としない。

#### (ウ) 施設整備事業

六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けている事業者が、 加工・販売施設等の整備を行う事業

#### ウ 助成対象者

ネットワークを形成して事業を取り組む市内事業者。詳細は以下のとおり。

	市内事業者	市外事業者	凡 例
1次産業	0	×	<ul><li>○:ネットワークの構成要件で、助成対象</li><li>×:ネットワークの構成要件とならない。</li></ul>
2次産業	0	Δ	<:イットワークの構成要件とならない。   △:ネットワークの構成要件となるが、助成対
3次産業	0	$\triangle$	象外

≪助成対象外となるグループの例≫

- ・1次産業事業者又は2次産業事業者のみで構成されるグループ
- ・市内の2次産業事業者と市外の1次産業事業者のみで構成されるグループ
- ・市内の3次産業事業者と市外の2次産業事業者のみで構成されるグループ

#### エ 助成金の額

異業種と連携してネットワークを形成して取り組むプロジェクトに要した経費を対象とし、当該ネットワークを形成する市内事業者それぞれに、以下の助成金を交付する。

- (ア)新商品開発事業及び(イ)販路開拓事業
  - ・助成金の額は、市内事業者1経営体当たりが要した総事業費に4分の3を乗じて得た額とし、限度額を50万円とする。
- (ウ)施設整備事業
  - ・助成金の額は、1事業あたりに要した経費に2分の1を乗じて得た額とし、限度額を200万円とする。
- (2) 今後の予定

ア 石巻市6次産業化・地産地消推進助成金交付要綱の制定の制定

イ 施行予定年月日 平成26年2月1日

#### 12 石巻市産業創造助成金の支援内容の拡充について (産業部)

産業創造助成金については、合併前の平成13年3月に旧石巻市が制定した内容を変更せずに承継しており、その後、事業者の要望もあり平成23年度に対象事業の拡充を行った。(食品安全マネジメントシステムに関わるISO22000シリーズを追加)

東日本大震災により、販路が失われ、未だに震災前の業績に回復していない事業者が 多く、販路拡大については喫緊の課題となっていることから、助成内容の拡充を行い、 被災企業を支援しようとするもの。

#### (1) 主な内容

情報提供事業のうち、石巻市産業創造助成金交付に関する取扱要領第3条第1項第3号の「ア 販路拡大を目的とした商品見本市等」について、支援内容を拡充するもの。

- ア 被災企業(施設が全壊またはそれに準じる大規模な被害を受けた事業所)の補助 率の嵩上げ・・・現行の2分の1以内を4分の3以内とする。
- イ 交付限度額の拡充・・・現行の50万円を100万円とする。
- ※ 期間は、復興基本計画実施計画期間である平成26年度から平成28年度の3か年とする。
- (2) 今後の予定
  - ア 石巻市産業創造助成金交付要綱の一部改正
  - イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

# 13 石巻ルネッサンス館用地を石巻産業創造株式会社へ無償貸付することについて (産業部)

石巻産業創造株式会社は、石巻トゥモロービジネスタウンへの進出企業の支援及び石 巻地域の産業振興を促進する目的で、第三セクターとして宮城県、独立行政法人中小企 業基盤整備機構、地元企業等並びに石巻市の出資により設立し、石巻市の所有地に「石 巻ルネッサンス館」を建設のうえ、同館を業務の拠点施設としている。

本市では、石巻ルネッサンス館用地を平成12年の同館建設当初から、貸付期間を3年として無償貸付してきたが、平成21年度において市議会の修正案により貸付期間が1年となり、それ以降、貸付期間を1年としてきた経緯がある。

今回、現契約が本年3月31日をもって満了するが、貸付期間を1年間とする修正案の理由が是正されていることから、従来の3年間に変更するもの。

- (1) 主な内容
  - ア 貸付物件 土地
  - イ 所 在 石巻市開成1番35
  - ウ 貸付面積 9,957.02㎡
  - エ 貸付目的 「石巻ルネッサンス館」用地
  - オ 貸付期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
  - 力 貸付相手 石巻産業創造株式会社
- (2) 今後の予定
  - ア 平成26年市議会第1回定例会に関連議案を提案
  - イ 契約締結予定年月日 平成26年4月1日

#### 14 (仮称) 石巻市水産総合振興センター整備事業について (産業部)

震災復興基本計画において、新たな卸売市場に高度衛生管理機能を導入するとともに、 津波避難機能及び観光機能を兼ね備えた多機能な卸売市場を建設することを掲げ、現在、 水産庁の特定漁港漁場整備事業により、建設事業を進めているところであるが、地質調 査の結果、卸売市場建設用地内は軟弱地盤であることが判明し、荷さばき施設以外の建 設が困難となったことから、漁業者・船員及び復旧が進む水産加工団地内に必要な福利 厚生施設、漁業研修施設、防災避難施設及び貸事務所を備えた(仮称)石巻市水産総合 振興センターを卸売市場背後地に水産業の復興拠点施設として整備するもの。

# (1) 主な内容

ア 建物

鉄骨3階建て 延べ床面積:3,192 m<sup>2</sup> (予定)

イ 施設内容

福利厚生機能:入浴施設、休憩室、脱衣室、食堂

漁業研修機能:情報資料室、調理実習室、試験分析·加工実習室、会議室

防災機能:備蓄倉庫、避難通路

事務所機能:貸事務所

附带施設:管理室

ウ 施設の運営管理方法

指定管理者制度と直営を比較検討の上決定する。

(2) 今後の予定

ア 平成26年度 地質調査、基本・実施設計

イ 平成27年度 建設工事

#### 15 石巻市北上地区カントリーエレベーターの指定管理について (産業部)

本施設は、管理運営業務をいしのまき農業協同組合に委託し、平成25年9月17日に稼働を開始しているが、平成26年度からは本格的な稼働を予定していることから、利用料金の徴収を含めた施設の一体的な管理について、より効果的、効率的に実施し、サービスの質的向上を図るため、民間の運営ノウハウを活用できる指定管理者制度を導入するもの。

(1) 主な内容

施設の概要と管理業務の内容

ア 施設の名称 石巻市北上地区カントリーエレベーター

イ 施設の所在 石巻市北上町橋浦字大須304番地

ウ 建物概要 鉄骨造2階建 敷地面積 8,989.96 m²

工 建築面積 1,320.8 m²(建築延床面積 1,666.41 m²)

才 施設能力 処理能力 3,000.0t、対象面積 500ha

カ 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

キ 選定候補者 いしのまき農業協同組合

ク 選定方法 非公募

ケ 選定理由 同様の施設運営の経験を有し、利用者である農家との良好な関係 を維持することが期待できるいしのまき農業協同組合を選定する。

- コ 指定管理料 なし
- サ 指定管理者が行う業務の範囲

石巻市北上地区カントリーエレベーター条例第12条第2項に規定する事業の実施に関すること。

- (ア) 利用の許可に関すること。
- (4) カントリーエレベーターの施設、設備等の維持管理に関すること。
- (ウ) その他市長が必要と認めること。
- (2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に関連議案を提案

- イ 平成26年3月 基本協定書の締結、利用料金の承認
- ウ 平成26年4月 指定管理者による管理運営開始

#### 16 石巻市駅前駐車場の廃止について(建設部)

市立病院建設用地に供すため、当該駐車場を廃止するもの。

(1) 主な内容

施設の概要

ア 施設の名称 石巻駅前駐車場

イ 構 造 平面駐車場

ウ 面 積 4,518㎡

工 駐車台数 157台

(2) 今後の予定

ア 平成26年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案

イ 施行予定年月日 平成26年10月1日

#### [報告事項]

1 「災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定」の締結について(総務部) 本市では県立学校を避難所として指定しているが、県立学校と市の役割や責任の所在 を明確にする必要があることから、本市と県教育委員会において、基本協定を締結し、 災害時に本市が県立学校を避難所として利用する上での基本的事項を定めるもの。

(1) 主な内容

ア 次の6校についての基本協定を締結する。

宮城県石巻高等学校、宮城県好文館高等学校、宮城県石巻北高等学校、宮城県水産高等学校、宮城県石巻工業高等学校及び宮城県石巻商業高等学校

- イ 基本協定書内容
  - 目的
  - ・避難所として利用できる県立学校
  - ・校長との覚書の締結
  - ・避難所の設置運営等
  - 開設期間等
  - ・避難所の終了
  - 使用許可等
  - ・協定の有効期間
  - 協議

#### 2 固定資産税の不均一課税、課税免除期間の延長について (財務部)

原子力発電施設等立地地域における振興、過疎地域における自立促進、産業集積地域における企業立地の促進を図るため、指定区域内において新たに進出した企業等が、一定条件を満たす固定資産(土地、家屋、償却資産)を取得した場合、条例により固定資産税の不均一課税、課税免除を適用しているが、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本市においても、当該固定資産税の不均一課税及び課税免除期間を延長し、企業立地の促進や新たな設備投資を推進するもの。

(1) 主な内容

設備等の新設又は増設された施設等に係る固定資産税の不均一課税や課税免除の期間を、企業立地推進法関係は平成26年3月31日まで、原発法関係及び過疎法関係は平成27年3月31日まで延長するもの。

(2) 今後の予定

- ア 平成26年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案
- イ 施行予定年月日 公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 3 災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体搬送等の協力に関する協定について (生活環境部)

#### -継続審議-

4 石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬額の変更等について(選挙 管理委員会)

選挙長等の報酬額については「国会議員の選挙長等の執行経費の基準に関する法律」に示されている単価を根拠として定めているが、同法律に示されている報酬の単価が改正されたことに伴い本市で定めている報酬額を変更するもの。また、今回病院施設等の不在者投票に係る外部立会人に対する報酬の支給が制度化されたことに伴い、外部立会人の報酬額を定めるもの。

(1) 主な内容

選挙長等の報酬額の変更等

医手尺寸の 松削銀の友又寸						
変	更	現 行				
種別	報酬額	種別	報酬額			
選挙長	勤務1回につき 10,600円	選挙長	勤務1回につき 10,700円			
投票所の投票管理者	勤務1回につき <u>12,600円</u>	投票所の投票管理者	勤務1回につき <u>12,700円</u>			
期日前投票所の投票 管理者	勤務1回につき <u>11,100円</u>	期日前投票所の投票 管理者	勤務1回につき <u>11,200円</u>			
開票管理者	勤務1回につき <u>10,600円</u>	開票管理者	勤務1回につき <u>10,700円</u>			
投票所の投票立会人	勤務1回につき <u>10,700円</u>	投票所の投票立会人	勤務1回につき <u>10,800円</u>			
期日前投票所の投票 立会人	勤務1回につき <u>9,500</u> 円	期日前投票所の投票 立会人	勤務1回につき <u>9,600円</u>			
選挙立会人、開票立 会人	勤務1回につき <u>8,800</u> 円	選挙立会人、開票立 会人 <u>不在者投票立</u> 会人	勤務1回につき <u>8,900円</u>			
外部立会人	<u>勤務1日につき</u> 10,700円					

- ※ 外部立会人については、従事した時間が7時間30分に満たない場合は、報酬の額に現に従事した時間を7時間30分で除して得た数を乗じて得た額を報酬の額とし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- (2) 今後の予定
  - ア 平成26年市議会第1回定例会に条例の一部改正を提案
  - イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

以上